

令和5年10月26日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会
春日井市立勝川小学校長

「ラーケーションの日」の導入について

秋涼の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は春日井市並びに本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、愛知県では、子どもが保護者等とともに、校外で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日を「ラーケーションの日」として制定し、2学期以降、環境が整った市町村から導入を開始しました。

つきましては、春日井市においても、令和5年度の3学期より、下記のように実施します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 導入時期

令和5年度の3学期より（※ 令和6年1月より）

2 取得可能日数（1日単位）

年度に3日までとする（ただし、令和5年度は1日のみ）。

3 「ラーケーションの日」の届け出

- 事前に担任へ申し出て、「ラーケーションカード（以下カード）」を受け取ります。カードに必要事項を記入し、担任へご提出ください。
- 学校は取得日を確認し、受理票を家庭へ返却することでラーケーションを受理したものとします。
- 当日、事後の届け出は受付できません。また、半日や時間単位での取得はできません。

4 「ラーケーションの日」の取扱い

- 「ラーケーションの日」は、校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席となりません。「出席停止・忌引等」と同じ扱いになります。
- ラーケーション取得日の4日前（土日等、給食を実施しない日を除く）までにカードを提出していただいた場合、「ラーケーションの日」当日の給食費は徴収いたしません。
- 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容については、ご家庭で自習をお願いします。

5 ラーケーションを取ることがのぞましくない日

- 入学式（1学期始業式）、卒業式（6年生）
今年度は、3月19日（木）が卒業式です。

6 その他

- 「愛知発の新しい学び方『ラーケーションの日』（保護者用リーフレット）」を
ご覧いただき、「ラーケーションの日」の趣旨をはじめ、届け出の流れや留意
事項等をご確認ください。

※QRコード
「愛知発の新しい学
び方『ラーケーショ
ンの日』（保護者用リ
ーフレット）」



- 事前の「計画書」や事後の「報告書」などの提出は必要ありません。
- ご不明な点やご質問については、春日井市教育委員会または学校までご連絡
ください。

春日井市教育委員会学校教育課 0568-85-6444
春日井市立勝川小学校 教頭 木南 0568-31-2106

ラーケーションの日とは

愛知県全体のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す、「休み方改革」プロジェクトの中で生まれた「ラーケーションの日」は、「学習(ラーニング)」と「休暇(バケーション)」を組み合わせた愛知県発の新しい学び方・休み方です。

子供が保護者等とともに、校外(家庭や地域)で、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる日 —— それが「ラーケーションの日」です。

校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとなります。

保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取ることができます。(ただし、2023(令和5)年度については、春日井市では3学期以降の実施となるため、1日のみとなります。)

ラーケーションの日 届け出の流れ

1 計画を立てる

子供と一緒に体験や探究の学び・活動を話し合い、計画を立てる。

※ 右ページを参考に

- (1) 県の「ラーケーションの日」の Web ページにアクセスする。
- (2) 「ラーケーションカード」を見て、子供と計画をする。

① 学ぶ日 ② 学ぶ場所 ③ 学ぶこと

2 届 け 出 る

学校から指定された方法(アプリやメール、電話等)で、期限までに届け出る。

3 ラーケーション

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

4 振 り 返 る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

ご留意いただきたいこと

- 「ラーケーションの日」は、事前に届け出る必要があります。
 - 給食については、4 日前(土日等、給食を実施しない日を除く)までに届けていただければ、欠食扱いとすることができます。
 - 「ラーケーションの日」を取ることで受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。
- 以下の期間については、行事などの教育活動のため、ラーケーションの日を取ることが望ましくない日として考えています。

○入学式(1 学期始業式)、卒業式(6 年生)
今年度は、3月 19 日(木)が卒業式です。

ラーケーションの日 活動のポイント

- ・ 家族で「一緒に過ごす時間」が大切です。
- ・ 「何について学ぶか」を事前に子供と一緒に話し合ってみてください。そこから「ラーケーションの日」は始まります。
- ・ 遠くへ行かなくても、身近な場所にも「学びの種」はあふれています。家族と一緒に活動すると、新たな発見があるかもしれません。

■ 学びのキーワード ■

自然・科学・環境・実験・観察・産業
スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・
伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・
見学・創作・鑑賞・キャリア ……

様々な学びを体験できる
ラーケーションスポットを
ポータルサイトで紹介して
います。



再発見！ 地域の史跡を巡ろう

平日は史跡をじっくり見学したり、ガイドさんから詳しく話を聞いたりできます。

地元や近隣にも意外と史跡はあるものです。



見つけた！ 公園の植物を調べよう

庭や公園で見つけた植物について親子で一緒に調べてみましょう。

学びのきっかけは身近なところにもたくさんあるはずです。



収穫の喜び 家族と一緒に農業体験をしよう



私たちが口にしている野菜は、どんな人の手で育てられ、どんな風に育っているのでしょうか。

収穫体験や農業体験など、ふだんできないことを家族と一緒に体験してみましょう。

親子で芸術家！ 様々な表現方法を知ろう



素敵な風景は初めて訪れる土地だけでなく自宅から近いところにもあふれています。

家族で同じ景色を見ながら絵をかき、表現の仕方を比べてみるのもよいでしょう。

五感を使って 自然と仲良くなろう

景色を味わう、鳥の声を聴く、空気を感じる…五感を使って、自然に親しんでみてはどうでしょう。

観察をとおして生まれる発見や問いも大切にしたいものです。



気分はシェフ 授業で学んだことを生かそう

家庭科や総合的な学習の授業等で学んだことを生かして、実際につくってみましょう。家族だけのオリジナルレシピが完成するかもしれません。





Q1 愛知県は、どうして「ラーケーションの日」を作ったのですか。

A1 愛知県「休み方改革」プロジェクトでは、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指しており、その一環として「ラーケーションの日」が生まれました。また、県内では、土曜日に働いている方が約45%、日曜日に働いている方が約30%おられ、休みの日に子供と一緒に過ごすことが難しいご家庭が少なくありません。そうしたご家庭でも、平日の保護者が休みの日に、子どもと一緒に学び、活動することができる日として、「ラーケーションの日」を作りました。

Q2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次の年に繰り越すことはできますか。

A2 「ラーケーションの日」を連続して取ることはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q3 急きょ休みが取れることになった場合、前日に「ラーケーションの日」を届け出ることはできますか。

A3 前日でも、「ラーケーションの日」を届け出ることは可能ですが、しっかりとした計画を立てて学習活動を行っていただきたいので、早めの届け出をお願いします。

Q4 「ラーケーションの日」に、どこかへ旅行に出かけてもよいのですか。

A4 ラーケーションは、ラーニング(学び) + 休暇(バケーション)ですので、「学び」の要素が必ず必要です。学びの要素があれば、旅行に出かけることもできますが、大切な授業の代わりに活動ですので、家庭でよく話し合って計画を立ててください。なお、どこかへ出かけなくても、ラーケーションは可能です。

Q5 どのような活動であればラーケーションになるのですか。

A5 ラーケーションは、①保護者と一緒にいる、②体験や探究の学び・活動です。そのため、①②を満たす活動がラーケーションということになります。前ページの「学びのキーワード」や活動例などを参考にして、子供と話し合い、「何を学ぶか」をはっきりさせる必要があります。身近な場所にも、学びの種はたくさんあるはずです。

<お問い合わせ先>

■ 制度全般に関する事	愛知県教育委員会 義務教育課	052-954-6799
■ 届け出等に関する事	春日井市教育委員会	0568-85-6444
	春日井市立●●学校	0568-00-0000

勝川小ラーケーションカード

■ 取得する前に、以下について確認してください(保護者が記入)

確認できたら、にチェックをお願いします。

- 「ラーケーションの日」の意義について理解しました。
(10/26H&Sで送信済みのリーフレットより)
- 学校から指定された届け出方法で期限までに届け出ます。
- 給食の取扱いについて確認をしました。
- 「ラーケーションの日」の取得により、学校で受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。

※ 令和5年度については、春日井市では3学期からの実施となるため、

「ラーケーションの日」を取得できるのは1日だけです。

■ 「ラーケーションの日」の届け出について (保護者が記入)

・ 令和 年 月 日 曜日
ラーケーションの日として届け出ます。

年 組 番
保護者氏名 ()

児童氏名 ()

■ ラーケーション受理票 (担任の先生が記入)

・ 受理日：令和 年 月 日 担任 ()

年 組 番 児童氏名 ()

A：ラーケーション取得日の4日前までに届け出があったので 月 日の給食費は請求しません。

B：ラーケーション取得日の4日前までに届け出がなかったため 月 日の給食費は請求されます。

※担任の先生は受理後にこの用紙をコピーして保護者へ渡してください